

### 一般廃棄物最終処分場の維持管理の状況

年度	令和3年度
施設名称	成東一般廃棄物最終処分場
所在地	山武市成東字北牧谷4002
埋立処分終了年月日	平成7年3月31日

#### 1 埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
不燃残渣	トン	埋立処分終了につき埋立なし											
溶融スラグ													

#### 2 施設の点検

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
擁壁の点検	点検を行った年月日	4月9日	5月3日	6月10日	7月1日	8月5日	9月2日	10月4日	11月5日				
	点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし				
	損壊するおそれがある場合の措置												
	措置を講じた年月日	-	-	-	-	-	-	-	-				
	措置の内容	-	-	-	-	-	-	-	-				
遮水工の点検	点検を行った年月日	4月9日	5月3日	6月10日	7月1日	8月5日	9月2日	10月4日	11月5日				
	点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし				
	遮水効果が低下するおそれがある場合の措置												
	措置を講じた年月日	-	-	-	-	-	-	-	-				
	措置の内容	-	-	-	-	-	-	-	-				
浸出液処理設備の点検	点検を行った年月日	4月8日	5月4日	6月11日	7月15日	8月2日	9月14日	10月8日	11月5日				
	点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし				
	機能に異常がある場合の措置												
	措置を講じた年月日	-	-	-	-	-	-	-	-				
	措置の内容	-	-	-	-	-	-	-	-				

#### 3 残余の埋立容量

測定を行った年月日	埋立処分終了につき埋立なし
測定の結果(m)	

#### 4-1 水質検査結果 放流水

法定検査頻度 No.1～5: 月1回以上、その他: 年1回以上

No.		単位	定量下限値	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-	試料採取年月日	-	-	-	R3.4.26	R3.5.14	R3.6.8	R3.7.6	R3.8.17	R3.9.3	R3.10.8	R3.11.5				
-	検査結果取得日	-	-	-	R3.5.17	R3.5.20	R3.6.16	R3.7.26	R3.8.25	R3.9.9	R3.10.18	R3.11.16				
1	水素イオン濃度(水素指数)	-	-	5.8～8.6	7.2	7.4	7.1	7.1	7.2	7.0	7.6	7.4				
2	生物化学的酸素要求量	mg/l	1	60以下	不検出	不検出	5	7	不検出	3	不検出	不検出				
3	化学的酸素要求量	mg/l	1	90以下	10	12	13	15	9	12	10	10				
4	浮遊物質	mg/l	1	60以下	2	1	8	2	1	26	不検出	7				
5	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	30	3000以下	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出				
6	アルキル水銀化合物	mg/l		検出されないこと				不検出								
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l		0.005以下				不検出								
8	カドミウム及びその化合物	mg/l		0.03以下				不検出								
9	鉛及びその化合物	mg/l		0.1以下				不検出								
10	有機リン化合物	mg/l		1以下				不検出								
11	六価クロム化合物	mg/l		0.5以下				不検出								
12	砒素及びその化合物	mg/l		0.1以下				不検出								
13	シアン化合物	mg/l		1以下				不検出								
14	ポリ塩化ビフェニル	mg/l		0.003以下				不検出								
15	トリクロロエチレン	mg/l		0.1以下				不検出								
16	テトラクロロエチレン	mg/l		0.1以下				不検出								
17	ジクロロメタン	mg/l		0.2以下				不検出								
18	四塩化炭素	mg/l		0.02以下				不検出								
19	1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.04以下				不検出								
20	1,1-ジクロロエチレン	mg/l		1以下				不検出								
21	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.4以下				不検出								
22	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		3以下				不検出								
23	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.06以下				不検出								
24	1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.02以下				不検出								
25	チウラム	mg/l		0.06以下				不検出								
26	シマジン	mg/l		0.03以下				不検出								
27	チオベンカルブ	mg/l		0.2以下				不検出								
28	ベンゼン	mg/l		0.1以下				不検出								
29	セレン及びその化合物	mg/l		0.1以下				不検出								
30	1,4-ジオキサン	mg/l		0.5以下				不検出								
31	ほう素及びその化合物	mg/l		50以下				0.4								
32	ふっ素及びその化合物	mg/l		15以下				0.17								
33	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l		200以下				3.8								
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/l		5以下				不検出								
35	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/l		30以下				不検出								
36	フェノール類含有量	mg/l		5以下				不検出								
37	銅含有量	mg/l		3以下				不検出								
38	亜鉛含有量	mg/l		2以下				不検出								
39	溶解性鉄含有量	mg/l		10以下				0.08								
40	溶解性マンガン含有量	mg/l		10以下				不検出								
41	クロム含有量	mg/l		2以下				不検出								
42	窒素含有量	mg/l		120以下				11								
43	燐含有量	mg/l		16以下				不検出								
44	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	-	10以下							0.010					

\*基準値は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」による。

#### 4-2 水質検査結果 地下水(観測井・上流)

法定検査頻度 No.1及び2:月1回以上、その他:年1回以上

No.		単位	定量下限値	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-	試料採取年月日	-	-	-	R3.4.26	R3.5.14	R3.6.8	R3.7.6	R3.8.17	R3.9.3	R3.10.8	R3.11.5				
-	検査結果取得日	-	-	-	R3.5.17	R3.5.20	R3.6.16	R3.8.2	R3.8.25	R3.9.8	R3.10.12	R3.11.10				
1	電気伝導率	ms/m	-	-	35	35	47	45	56	45	45	51				
2	水素イオン濃度(水素指数)	-	-	-	6.3	6.3	6.4	6.5	6.3	6.5	6.8	6.4				
3	アルキル水銀化合物	mg/l		検出されないこと				不検出								
4	総水銀	mg/l		0.0005以下				不検出								
5	カドミウム	mg/l		0.003以下				不検出								
6	鉛	mg/l		0.01以下				不検出								
7	六価クロム	mg/l		0.05以下				不検出								
8	砒素	mg/l		0.01以下				不検出								
9	全シアン	mg/l		検出されないこと				不検出								
10	ポリ塩化ビフェニル	mg/l		検出されないこと				不検出								
11	トリクロロエチレン	mg/l		0.01以下				不検出								
12	テトラクロロエチレン	mg/l		0.01以下				不検出								
13	ジクロロメタン	mg/l		0.02以下				不検出								
14	四塩化炭素	mg/l		0.002以下				不検出								
15	1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004以下				不検出								
16	1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1以下				不検出								
17	1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04以下				不検出								
18	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1以下				不検出								
19	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006以下				不検出								
20	1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002以下				不検出								
21	チウラム	mg/l		0.006以下				不検出								
22	シマジン	mg/l		0.003以下				不検出								
23	チオベンカルブ	mg/l		0.02以下				不検出								
24	ベンゼン	mg/l		0.01以下				不検出								
25	セレン	mg/l		0.01以下				不検出								
26	1, 4-ジオキサン	mg/l		0.05以下				不検出								
27	クロロエチレン	mg/l		0.002以下				不検出								
28	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	-	1以下							0.082					

※基準値は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」による。

#### 4-3 水質検査結果 地下水(観測井・下流)

法定検査頻度 No.1及び2:月1回以上、その他:年1回以上

No.		単位	定量下限値	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-	試料採取年月日	-	-	-	R3.4.26	R3.5.14	R3.6.8	R3.7.6	R3.8.17	R3.9.3	R3.10.8	R3.11.5				
-	検査結果取得日	-	-	-	R3.5.17	R3.5.20	R3.6.16	R3.7.15	R3.8.25	R3.9.8	R3.10.12	R3.11.10				
1	電気伝導率	ms/m	-	-	28	28	28	29	29	27	28	28				
2	水素イオン濃度(水素指数)	-	-	-	7.0	6.9	7.0	7.0	6.9	7.0	7.5	7.1				
3	アルキル水銀化合物	mg/l		検出されないこと				不検出								
4	総水銀	mg/l		0.0005以下				不検出								
5	カドミウム	mg/l		0.003以下				不検出								
6	鉛	mg/l		0.01以下				不検出								
7	六価クロム	mg/l		0.05以下				不検出								
8	砒素	mg/l		0.01以下				不検出								
9	全シアン	mg/l		検出されないこと				不検出								
10	ポリ塩化ビフェニル	mg/l		検出されないこと				不検出								
11	トリクロロエチレン	mg/l		0.01以下				不検出								
12	テトラクロロエチレン	mg/l		0.01以下				不検出								
13	ジクロロメタン	mg/l		0.02以下				不検出								
14	四塩化炭素	mg/l		0.002以下				不検出								
15	1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004以下				不検出								
16	1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1以下				不検出								
17	1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04以下				不検出								
18	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1以下				不検出								
19	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006以下				不検出								
20	1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002以下				不検出								
21	チウラム	mg/l		0.006以下				不検出								
22	シマジン	mg/l		0.003以下				不検出								
23	チオベンカルブ	mg/l		0.02以下				不検出								
24	ベンゼン	mg/l		0.01以下				不検出								
25	セレン	mg/l		0.01以下				不検出								
26	1, 4-ジオキサン	mg/l		0.05以下				不検出								
27	クロロエチレン	mg/l		0.002以下				不検出								
28	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	-	1以下							0.081					

※基準値は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」による。